ASBJ

第 543 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(5)-5
日付	2025 年 3 月 18 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 542 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 542 回企業会計基準委員会（2025 年 3 月 4 日開催）において、ステップ 6 に関して、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の開示の定めの取入れに関して聞かれた意見への対応に関する検討及び補足文書に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（IFRS 第 7 号の開示の定めの取入れに関して聞かれた意見への対応についての意見）

全体的な意見

2. これまでの議論を反映した提案内容であるため、全体的に事務局提案に違和感はない。

信用リスクの開示目的についての意見

3. 事業目的に照らした金融資産の重要性を踏まえて開示する点が示されているため、取入れイメージの内容に同意する。

4. 信用リスクの開示目的を「信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにする」と見直す点については同意する。一方、信用リスクの著しい変動に関する情報を財務諸表利用者に適時に提供することは重要であるため、「適時」という点を信用リスクに関する開示目的に加えることを検討して頂きたい。

5. 取入れイメージは、財務諸表利用者がどのような情報が開示されるか理解できるものであり、信用リスクの著しい変動が適時適切に反映されるかどうかについても理解できるため、事務局提案の方向性に同意する。一方、企業が信用リスクの著しい変動を適時に認識しているかは重要であるため、開示目的に追加することが困難な場合には結論の背景に記載するなど、記載場所については検討する必要があるものの、この点についても記載して頂きたい。

開示目的を達成するための注記事項についての意見

6. 取入れイメージの内容に同意する。

金融商品のクラスについての意見

7. 「クラス」という用語は、現行の我が国の会計基準において使用を避けてきた用語であり、「クラス」の意味が明確ではないことから、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」においても避けている用語であると認識している。このため、「クラス」という用語は用いない方がよいと考える。この点、どの用語を用いた場合においても、用語の意味を説明することが重要であると考えるため、用語の意味を説明した上で適切な開示を促す方向性で記載するのがよいと考える。

8. 「クラス」という用語を用いてもよいとは考えるものの、現行の我が国の会計基準において使用を避けてきた経緯があるのであれば、「債権等の特徴が類似するグループごと」という表現のままでもよいと考える。この点、結論の背景などにおいて、意味するところを補足することが重要であると考える。

9. どの用語を用いた場合であっても、用いた用語と類似する概念を持つ用語又は利用者が混乱しやすい用語が存在すると考えられるため、用いた用語の意味を新たに開発する適用指針に記載することが必要であると考える。

予想信用損失引当金の変動に関する説明についての意見

10. 「予想信用損失の金額の大きさ」という表現について、「予想信用損失の損害規模」という用語では何を開示すべきか理解が難しいこと及び開示例と組み合わせて読めば開示すべき内容が理解できると考えられることから、事務局提案に同意する。

11. 「予想信用損失の金額の大きさ」という表現は、会計基準に馴染まない表現であるため、「の大きさ」を削除し、「予想信用損失の金額」とすることが考えられる。また、予想信用損失引当金の変動に影響を与える変数又は要素の説明も含む表現とするのであれば、「予想信用損失のその他の変動要因」という表現に修正することも考えられる。さらに、取入れイメージの(1)から(3)は例示であるため、「(3)予想信用損失の金額の大きさ」を削除することも考えられる。

12. “severity”は法律の領域では「程度」と訳すことが多いため、「予想信用損失の金額の大きさ」を「予想信用損失の程度」とすることが考えられる。

担保及び他の信用補完による資産の取得についての意見

13. 「担保として保有する物件を所有する」という表現は、担保権者が担保権を実行して対象とする資産の権利を取得することを想定していると考えられるものの、法的には「担保として保有する物件を所有する」という表現は不明確であると考える。

14. 「その他の信用補完」がいわゆる物上保証を想定しているのであれば、物上保証は法的には保証には含まれないと考えられるため、取入れイメージの「(例えば、保証)」という記載は削除した方がよいと考える。

(補足文書に関する検討についての意見)

SICR に関する評価についての補足文書についての意見

15. 記載されている内容にこれまでの議論が反映されていること及び我が国の実務に適した内容であると考えられることから、信用リスクの著しい増大に関する評価についての補足文書を公表することに同意する。

ローン・コミットメントに係る予想引出率の計算についての補足文書についての意見

16. 何らかの対応を示す必要性は理解するものの、補足文書に記載されている過渡的な対応が長期間継続されることを懸念する。また、「合理的で裏付け可能な情報」は金融資産の減損全般に対する用語のため、当補足文書において合理的で裏付け可能な情報に関する定めの適用上の参考情報を示すことにより、他の金融資産や IFRS の適用へ影響が及ぶことを懸念する。さらに、当プロジェクトはまだ公開草案も公表されておらず、適用までにはまだ時間があると考えられる。これらの点を踏まえ、当論点については、補足文書を公表するといった対応以外の方法として、結論の背景への記載や適用時期の議論において考慮するといった対応を検討して頂きたい。

17. ステップ 4 のオプションとは異なり、いずれは企業固有の実績引出率を用いることが必要であるものの、当初だけは規制上の目的で用いられる数値を用いることも認められるというメッセージを明確にした方が、実務においても対応が進みやすいと考える。

18. この補足文書における過渡的な対応を認める期間が論点となると考える。この点、ローン・コミットメントに関する対応の困難さを理由として金融資産の減損全体の会計基準の適用を遅らせるのではなく、ローン・コミットメントに関して何らかの過渡的な対応を認めるという方向性には賛成する。

以　上